



2020年
5月
211号



連合鶴岡田川

編集発行
連合山形鶴岡田川
地域協議会
鶴岡市泉町8-57
TEL 0235-25-8605
労働組合センター内

最低賃金

5月28日、連合は、厚生労働省に対して最低賃金行政に関する要請を行いました。

相原事務局長が、土屋厚生労働審議官に要請書を提出「最低賃金は働く者にとって重要なセーフティネットである。本年の審議は新型コロナウイルス感染症の影響で中小企業では厳しいとの声もあるが、そうした今こそ中央で最低賃金改定の目安を定め、地方で真摯な審議を行うというスキームを回すことこそが重要。この点を厚生労働省としても是非配慮してほしい」と挨拶しました。

次いで、富田総合政策推進局長が、要請書にもとづき特に以下4点を要請しました

緊急事態宣言は一旦解除されたが、今後は「新しい生活様式」による感染症対策を継続するとともに、段階的に社会経済の活動レベルを引き上げ、経済を再生させていかなければならない。そのためには、あらゆる政策を総動員していく必要があり、最低賃金引き上げはその重要な政策の一つであること。

本年は、新型コロナウイルスの感染症の影響が及ぶ中での目安審議となるが、そうした情勢にあるからこそ、公労使が最低賃金制度が果たす意義・役割を再確認した上で議論を尽くし、最低賃金法第1条に定める目的が達せられる目安額が決定されるよう審議会運営に努めるべきこと。

中小企業・小規模事業者においても最低賃金の引き上げが確実に行われるよう、労務費の上昇分が適切に取引価格に転嫁できる環境整備と中小企業・小規模事業者支援策の周知徹底について、関係省庁と連携をはかること。

特定最低賃金については、必要性審議も含め、当該産業労使のイニシアティブ発揮に向けた審議会運営がなされるよう指導徹底すること。

土屋厚生労働審議官は、労働相談や職場における感染対策といった新型コロナウイルス感染症予防に関する連合の対応に謝意を示した上で「厚生労働省として関係省庁と連携し、生産性向上や取引環境の整備等、賃金引き上げの環境整備に向けた取り組みを進めていく。

また、最低賃金に関しては、中央最低賃金審議会での議論を頂く時期に差し掛かっているが、現下の情勢なども踏まえつ

2019年度の地域別最低賃金



発行は都道府県で異なります。

つ、真摯に議論を行っていたただけるよう、厚生労働省としても努力する」と述べました。
その後、厚生労働省事務局からも「事務局としても、本年の審議会については、適切な資料を提示し、真摯な議論を頂けるよう努める」旨の回答がありました。

【最低賃金制度とは】

最低賃金制度とは、最低賃金法に基づき国が賃金の最低限度を定め、使用者は、その最低賃金額以上の賃金を支払わなければならないとする制度です。

仮に最低賃金額より低い賃金を労働者、使用者双方の合意の上で定めても、それは法律によって無効とされ、最低賃金額と同額の定めをしたものとされます。

したがって、最低賃金未滿の賃金しか支払わなかった場合には、最低賃金額との差額を支払わなくてはなりません。また、地域別最低賃金額以上の賃金額を支払わない場合には、最低賃金法に罰則（50万円以下の罰金）が定められ、特定(産業別)最低賃金額以上の賃金額を支払わない場合には、労働基準法に罰則（30万円以下の罰金）が定められています。

(参考) 最低賃金法(昭和34年4月15日法律第137号)(抄)

第4条第1項

使用者は、最低賃金の適用を受ける労働者に対し、その最低賃金額以上の賃金を支払わなければならない。

〃 第2項

最低賃金の適用を受ける労働者と使用者との間の労働契約で最低賃金に達しない賃金を定めるものは、その部分については無効とする。この場合において、無効となった部分は、最低賃金と同様の定をしたものとみなす。

1時間あたりの金額に変換し、実際に**比較**しよう

職場ごとに決められている「所定労働時間」や「所定労働日数」を調べましょう。
就業規則や契約書等からわかります。
それをもとに下記計算式で算出した金額と、最低賃金額とを比較します。

時給の人 時給額 そのままでOK!

日給の人 日給額 ÷ (1日の所定労働時間)

週給の人 週給額 ÷ (1日の所定労働時間 × 週の所定労働日数)

月給の人 月給額 ÷ (1日の所定労働時間 × 年間所定労働日数 ÷ 12)

歩合給の人 連合「なんでも労働相談ダイヤル」にご相談ください。